

名古屋市公報	令和 4年11月 9日 第177号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則	(会計・出納課) (第119号)	3
告	示	
○ 家賃算定に関わる利便性係数について	(住都・住宅管理課) (第635号)	4
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課) (第636号)	7
○ 指定納付受託者の指定	(財政・資金課) (第637号)	14
○ 清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について	(健福・環境業務課) (第638号)	15
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第639号)	17
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第640号)	18
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第641号)	19
交 通 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市交通局会計規程の一部改正	(第25号)	20
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告	(経済・地域商業課)	21
雑	報	
○ 令和 4年度教育委員会表彰 (被表彰者名簿)	(教育・総務課)	24

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第 119号）

1 改正内容

電子交換所の設立に伴い、規定を整備します。（第49条関係）

2 施行期日

令和 4年11月 4日から施行します。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年11月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 119 号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第49条第 1 項中「次の各号」を「次」に、「満した」を「満たした」に改め、同項第 2 号中「指定金融機関及び収納代理金融機関の本市公金取扱店舗の加入する手形交換所の手形交換参加地域」を「全国の区域」に、「当該」を「法務大臣が指定する」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年11月 4 日から施行する。

名古屋市告示第 635号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和 4年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和 4年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
緑ヶ丘荘	A棟	101号、 104号、 201号、 204号、 205号、 301号、 304号、 305号、 401号、 404号、 405号、 501号、 504号及び 505 号	0. 8517	0. 7984	1. 0000	117, 100円
		102号、 202号、 206号、 302号、 306号、 402号、	0. 8517	0. 9507	1. 0000	139, 200円

	406号、 502号 及び 506号				
	103号、 203号、 303号、 403号 及び 503号	0.8517	0.6676	1.0000	97,700円
	105号	0.8517	0.7984	1.0000	118,700円
	106号	0.8517	0.9430	1.0000	140,200円
B棟	101号、 102号、 201号、 202号、 208号、 301号、 302号、 308号、 401号、 402号、 408号、 501号、 502号及び 508 号	0.8517	0.9507	1.0000	127,900円
	103号、 104号、 203号、 204号、 207号、 303号、 304号、 307号、 403号、 404号、 407号、 503号、 504号及び 507 号	0.8517	0.7984	1.0000	107,500円
	105号、 106号、 205号、 206号、 305号、 306号、 405号、 406号、 505号及び 506 号	0.8517	0.6676	1.0000	89,800円
	107号	0.8517	0.7984	1.0000	109,100円

		108号	0.8517	0.9430	1.0000	128,900円
--	--	------	--------	--------	--------	----------

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 636号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 4年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 5年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和4年11月18日（金）から同月30日（水）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和4年11月18日（金）から同月30日（水）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和4年11月18日（金）から同月30日（水）までの午前10時00分から午後7時00分まで。ただし、第4水曜日及び木曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 4年11月21日（月）から同月30日（水）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 4年12月19日（月）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 146戸

事故住宅 17戸

(2) 改良住宅

空家住宅 4戸

事故住宅 1戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 119戸

第 3 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 13戸

事故住宅 1戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 95戸

事故住宅 18戸

(2) 改良住宅

空家住宅 3戸

事故住宅 3戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成28年度第 3回一般募集から令和 4年度第 2回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成28年度第 3回一般募集から令和 4年度第 2回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 637号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 4年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
ソニーペイメントサービス株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都港区高輪一丁目 3番13号
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
インターネット等を利用して納付する寄附金
- 4 指定納付受託者に指定をした日
令和 4年11月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 638号

清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について

平成25年名古屋市告示第 216号（清純な施設環境を保持すべき施設の指定）の一部を次のように改正します。

令和 4年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 表中

「

名古屋市志段味地区 会館	守山区大字下志段味字横堤1390番地 の 1	名古屋市
-----------------	---------------------------	------

を

」

「

名古屋市志段味地区 会館	守山区下志段味一丁目1401番地	名古屋市
-----------------	------------------	------

に、

」

「

名古屋市志段味スポ ーツランド	守山区大字下志段味字生下り2287番 地の 1	名古屋市
--------------------	----------------------------	------

を

」

「

名古屋市志段味スポ ーツランド	守山区桜坂五丁目 105番地	名古屋市
--------------------	----------------	------

に、

」

下志段味公園	守山区大字下志段味字島の口、字長廻間及び字穴ヶ洞	名古屋市	を
--------	--------------------------	------	---

下志段味公園	守山区桜坂五丁目	名古屋市	に、
--------	----------	------	----

しだみ中央公園	守山区大字下志段味字前田並びに大字中志段味字舟場及び字申新田	名古屋市	を
---------	--------------------------------	------	---

しだみ中央公園	守山区下志段味五丁目並びに大字中志段味字舟場及び字申新田	名古屋市	に、
---------	------------------------------	------	----

西の原公園	守山区大字下志段味字池田、字上東禅寺、字北荒田、字下東禅寺、字西島及び字西ノ原	名古屋市	を
-------	---	------	---

西の原公園	守山区東禅寺	名古屋市	に
-------	--------	------	---

改める。

- 2 この告示は、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 639号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。なお、関係書類は名古屋市緑政土木局都市農業課に備え置きます。

令和 4年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所

受け手 林 直樹 名古屋市中川区かの里三丁目1502番地

転貸者 公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）

名古屋市中区錦三丁目 3番 8号

2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

名古屋市中川区福島一丁目 163、田、426.00平方メートル

3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所

長谷川 雪代 静岡県磐田市福田中島 663番地の 2

福間 壽美子 愛知県一宮市浅井町小日比野字上牧17番地

4 設定する利用権

(1) 種類 賃借権（農地中間管理権）

(2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得

(3) 存続期間 令和 5年 1月 1日から令和14年12月31日まで

(4) 借賃 10アール当たり 年額 8,000円

(5) (4)の支払方法 毎年12月末日までに口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 640号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。なお、関係書類は名古屋市緑政土木局都市農業課に備え置きます。

令和 4年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所

受け手 工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町二丁目32番地の 2

転貸者 公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）

名古屋市中区錦三丁目 3番 8号

2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

名古屋市中川区富永二丁目 171、畑、444.00平方メートル

3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所

安井 康二 大阪府守口市本町一丁目 5番 8ー 902号

4 設定する利用権

(1) 種類 使用貸借権（農地中間管理権）

(2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得

(3) 存続期間 令和 4年12月 1日から令和14年11月30日まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 641号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。なお、関係書類は名古屋市緑政土木局都市農業課に備え置きます。

令和 4年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
受け手 株式会社 J A名古屋ファーム 名古屋市港区大西一丁目40番地
転貸者 公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）
名古屋市中央区錦三丁目 3番 8号
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区七島二丁目 101、田、1,875.00平方メートル
始め68筆、田 計 53,553.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
木村 和光 名古屋市港区七島一丁目56番地
始め25名
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権（農地中間管理権）
 - (2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得
 - (3) 存続期間 令和 4年12月31日から令和14年12月30日まで
 - (4) 借賃 10アール当たり 年額 6,000円
 - (5) (4)の支払方法 毎年12月末日までに口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市交通局管理規程第25号

名古屋市交通局会計規程（昭和31年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月1日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第35条中「第38条第1項により定める金融機関が加入する手形交換所の手形交換参加地域」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ千種竹越店

名古屋市千種区京命一丁目1005 ほか 5筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
㈱ギガス	代表取締役 河瀬 正樹	名古屋市名東区高社二丁目 130番地

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
㈱ギガス	代表取締役 河瀬 正樹	名古屋市名東区高社二丁目 130番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5年 5月31日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,183平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

151台

(2) 駐輪場の収容台数

79台

(3) 荷さばき施設の面積

50.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

60.0立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)ギガス	午前 9時00分	午後 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
1階平面 駐車場	午前 8時30分から午後 9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 4年 9月30日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー、守山区役所情報コーナー及び名東区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年11月 1日から令和 5年 3月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 3月 1日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

令和４年度教育委員会表彰（被表彰者名簿）

名古屋市教育委員会表彰規則に基づき、令和４年11月３日に次のとおり表彰した。

令和４年11月４日

名古屋市教育委員会

令和4年度教育委員会表彰（被表彰者名簿）

1 優良児童生徒団体表彰（教育委員会表彰規則第4条）

86団体

学 校 名	団 体 名	該当号数
名古屋市立宮根小学校	宮根小学校児童会	4
名古屋市立大和小学校	大和小学校児童会	4
名古屋市立千代田橋小学校	千代田橋小学校代表委員会	4
名古屋市立旭丘小学校	旭丘小学校代表委員会	4
名古屋市立山吹小学校	山吹小学校代表委員会	4
名古屋市立東白壁小学校	東白壁小学校代表委員会	4
名古屋市立葵小学校	葵小学校児童会	4
名古屋市立砂田橋小学校	砂田橋小学校児童会	4
名古屋市立飯田小学校	飯田小学校児童会	4
名古屋市立六郷小学校	六郷小学校児童会	4
名古屋市立六郷北小学校	六郷北小学校児童会	4
名古屋市立辻小学校	辻小学校代表委員会	4
名古屋市立若葉中学校	若葉中学校生徒会	4
名古屋市立なごや小学校	なごや小学校児童会	4
名古屋市立栄生小学校	栄生小学校代表委員会	4
名古屋市立城西小学校	城西小学校児童会	4
名古屋市立児玉小学校	児玉小学校児童会	4
名古屋市立南押切小学校	南押切小学校児童会	4
名古屋市立比良小学校	比良小学校児童会	4
名古屋市立豊臣小学校	豊臣小学校児童会	4
名古屋市立稲葉地小学校	稲葉地小学校児童会	4
名古屋市立日吉小学校	日吉小学校代表委員会	4
名古屋市立千成小学校	千成小学校児童会	4
名古屋市立岩塚小学校	岩塚小学校児童会	4
名古屋市立稲西小学校	稲西小学校代表委員会	4

学 校 名	団 体 名	該当号数
名古屋市立御園小学校	御園小学校 6 年生	4
名古屋市立平和小学校	平和小学校児童会	4
名古屋市立千早小学校	千早小学校代表委員会	4
名古屋市立大須小学校	大須小学校代表・企画委員会	4
名古屋市立吹上小学校	吹上小学校学級代表委員会	4
名古屋市立松栄小学校	松栄小学校代表委員会	4
名古屋市立御器所小学校	御器所小学校代表委員会	4
名古屋市立広路小学校	広路小学校代表委員会	4
名古屋市立北山中学校	北山中学校生徒会	4
名古屋市立陽明小学校	陽明小学校児童会	4
名古屋市立高蔵小学校	高蔵小学校代表委員会	4
名古屋市立旗屋小学校	旗屋小学校児童会	4
名古屋市立千年小学校	千年小学校児童会	4
名古屋市立船方小学校	船方小学校児童会	4
名古屋市立白鳥小学校	白鳥小学校代表委員会	4
名古屋市立野立小学校	野立小学校代表委員会	4
名古屋市立露橋小学校	露橋小学校代表委員会	4
名古屋市立昭和橋小学校	昭和橋小学校児童会	4
名古屋市立戸田小学校	戸田小学校児童会	4
名古屋市立中島小学校	中島小学校代表委員会	4
名古屋市立玉川小学校	玉川小学校生活委員会	4
名古屋市立春田小学校	春田小学校児童会	4
名古屋市立中川小学校	中川小学校環境委員会	4
名古屋市立西築地小学校	西築地小学校児童会	4
名古屋市立南陽小学校	南陽小学校児童会	4
名古屋市立野跡小学校	野跡小学校児童会	4
名古屋市立神宮寺小学校	神宮寺小学校児童会	4

学 校 名	団 体 名	該当号数
名古屋市立西福田小学校	西福田小学校児童会	4
名古屋市立福春小学校	福春小学校代表委員会	4
名古屋市立呼続小学校	呼続小学校代表委員会	4
名古屋市立桜小学校	桜小学校代表委員会	4
名古屋市立千鳥小学校	千鳥小学校児童会	4
名古屋市立春日野小学校	春日野小学校代表委員会	4
名古屋市立宝南小学校	宝南小学校代表委員会	4
名古屋市立廿軒家小学校	廿軒家小学校児童会	4
名古屋市立白沢小学校	白沢小学校図書委員会	4
名古屋市立小幡北小学校	小幡北小学校児童会	4
名古屋市立大森北小学校	大森北小学校代表委員会	4
名古屋市立緑小学校	緑小学校 6 年生	4
名古屋市立浦里小学校	浦里小学校代表委員会	4
名古屋市立黒石小学校	黒石小学校 6 年生	4
名古屋市立大高北小学校	大高北小学校代表委員会	4
名古屋市立常安小学校	常安小学校計画委員会	4
名古屋市立小坂小学校	小坂小学校児童会	4
名古屋市立熊の前小学校	熊の前小学校児童会	4
名古屋市立猪高小学校	猪高小学校児童会	4
名古屋市立猪子石小学校	猪子石小学校児童会	4
名古屋市立蓬来小学校	蓬来小学校代表委員会	4
名古屋市立上社小学校	上社小学校児童会	4
名古屋市立引山小学校	引山小学校児童会	4
名古屋市立梅森坂小学校	梅森坂小学校児童会	4
名古屋市立北一社小学校	北一社小学校代表委員会	4
名古屋市立牧の原小学校	牧の原小学校児童会	4
名古屋市立八事東小学校	八事東小学校児童会	4

学 校 名	団 体 名	該当号数
名古屋市立相生小学校	相生小学校児童会	4
名古屋市立大坪小学校	大坪小学校企画委員会	4
名古屋市立原小学校	原小学校企画委員会	4
名古屋市立植田南小学校	植田南小学校児童会	4
名古屋市立平針北小学校	平針北小学校児童会	4
名古屋市立植田北小学校	植田北小学校6年生	4
名古屋市立植田東小学校	植田東小学校児童会	4

2 優良教職員表彰（教育委員会表彰規則第2条）

25名

学 校 名	氏 名	該当号数
名古屋市立富士見台小学校	鬼頭 孝典	1
名古屋市立城山中学校	市川 和永	1
名古屋市立千種台中学校	飯田 浩幸	1
名古屋市立矢田中学校	水谷 明	1
名古屋市立六郷北小学校	鈴木 志おり	1
名古屋市立児玉小学校	林 愉木	1
名古屋市立比良小学校	加藤 直子	1
名古屋市立ほのか小学校	中村 るみ	1
名古屋市立平和小学校	斧田 美紀代	1
名古屋市立船方小学校	丹羽 ゆかり	1
名古屋市立露橋小学校	尾畑 達也	1
名古屋市立長須賀小学校	川瀬 千代美	1
名古屋市立西前田小学校	早川 加代子	1
名古屋市立西築地小学校	桑原 由加里	1
名古屋市立大磯小学校	柴山 一弘	1
名古屋市立春日野小学校	鳥丸 秀美	1
名古屋市立志段味中学校	奥村 勝彦	1
名古屋市立桃山小学校	鈴木 正子	1
名古屋市立熊の前小学校	林 信宏	1
名古屋市立引山小学校	伊藤 明代	1
名古屋市立平針小学校	大橋 広子	1
名古屋市立しまだ小学校	萩原 千恵	1
名古屋市立植田北小学校	大澤 かおり	1
名古屋市立向陽高等学校	柴田 一弘	1
名古屋市立吹上幼稚園	水野 めぐみ	1

3 優良保健関係者表彰（教育委員会表彰規則第2条）

5名

学 校 名	職 名	氏 名	該当号数
名古屋市立平針北小学校	学校医	宇井 利夫	1
名古屋市立柳小学校 名古屋市立豊国中学校 名古屋市立御田中学校 名古屋市立常磐小学校	学校医（眼科）	岩澤 暁	1
名古屋市立振甫中学校	学校医（耳鼻咽喉科）	福岡 由利子	1
名古屋市立若宮商業高等学校	学校歯科医	青木 宏道	1
名古屋市立大高小学校 名古屋市立大高幼稚園	学校薬剤師	深谷 俊夫	1

4 優良社会教育関係者表彰（教育委員会表彰規則第4条）

6名

団 体 名	氏 名	該当号数
名古屋市地域女性団体連絡協議会 常任理事	前田 美智子	3
元名古屋市美術館協議会会長	小西 信之	3
名古屋市グラウンド・ゴルフ協会 会長 名古屋市スポーツ推進委員連絡協議会 会計 天白区スポーツ推進委員連絡協議会 会長	斉藤 利夫	3
中区華道協会 理事長 名古屋市各区いけばな団体連合会 会長	大橋 孝宏	3
熱田区花道連盟 会長 名古屋市各区いけばな団体連合会 副会長	川口 清光	3
緑区スポーツ推進委員連絡協議会 会長 名古屋市スポーツ推進委員連絡協議会 副会長	近藤 アサ子	3